



第 23 期第 5 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 7 年 12 月 5 日

第23期 第5回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和7年12月5日（金） 午後2時から

2 場 所 静岡中央ビル5階 第1会議室（静岡市葵区追手町9-18）

3 議 題

(1) 諮問事項

ア 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし、かたくちいわし）に関する令和8 資料1
管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について

イ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度にお 資料2
ける知事管理漁獲可能量の変更について

(2) 指示事項

ア 榛南・戸田・東伊豆地区広域型増殖場、西伊豆町における魚類採捕の禁止について 資料3

イ 沼津地区幼稚仔保育場における水産動植物の採捕の禁止について 資料4

(3) 報告事項

全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について 資料5

(4) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	高田 充朗	西原 忠	金指 治幸	原 剛
	薩川 一義	和久田米喜	岩瀬 清敏	橋ヶ谷雄介
	竹内 照裕	田口さつき	福井 篤	鳥居 恭子
	石原 広恵	安間 英雄		

WEB 参加

欠 席 委 員	浪川 珠乃	江口 智美		
水産・海洋局	吉野 晃博			
水産資源課	松山 創	瀧川 智人	椛 亮介	
事 務 局	小泉 康二	津久井 剛	山崎 資之	鈴木 聡志

○小泉事務局長 それでは、ただいまから、第23期第5回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日、浪川委員と江口委員からは御欠席の報告をいただいております。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により成立していることを御報告させていただきます。

会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。高田会長、よろしくお願いたします。

○高田会長 皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単で結構ですのでお聞かせ願えればと思います。はじめに、ご自分の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思っております。

それでは私からです。いとう漁協の高田です。まず定置については、11月に何年かぶりに、北川という漁場でサンマが4トン揚がりました。その前触れで何キロとか、何十キロとか、周りの漁場でも入りましたが、まとまって入ったのは1か統です。その後はありません。現在は、川奈地区でキハダマグロや本マグロが何本か入ったりしています。キハダマグロも大きいのは88キロ、次が60何キロ、3本目は50キロ。あとは本マグロは大きいと50キロのものが入っています。魚を見ると、12月に入り、毎日ではありませんがサバが少しずつ入ってきたのかなという気がします。相変わらず200グラム以下くらいのサバが主体で、少し大きいのがほんの少しだけ混じっている状況です。あとは1本釣りのキンメに関しては、潮が沖に離れたためか、昨年よりは良いかというような状況です。以上です。

○西原委員 南駿河湾漁協の西原です。シラスに関しては、月曜日から金曜日まで休んでいましたが、突然まとまって獲れた場所がありまして、20万くらいになった船もありました。漁場はそこだけだったので、その後は少なくなったんですが、物的には良かったので、シラスの関係は少し良かったと思っております。あとは、私がやっている定置関係ですが、もう1週間くらいミズクラゲが多くて漁が本当に大変です。死んでしまう魚が多いので、大変苦労しています。いつもより1時間以上早めに出ています。3か統とも同じ状態です。あと金洲とかの漁模様です

が、西の風が吹くと漁はできないんですが、風のとときには、メジのひき縄をやっております。あと、金洲に関しては、水温は17度から20度くらいで毎日変化してるので、なかなか量的にまとまらないのが現状です。以上です。

○原委員

由比港漁協の原です。10月末から始まったサクラエビ漁ですけれども、現在までに12日間漁をやりました。去年よりもすごく漁模様が良く、毎日出る度に安定して15トンから20トンくらいで、現在170トンくらい獲れています。金額も良いため、全部で7億円と少しの水揚げがあります。加工屋とも話し合っ、あと4,000杯、およそ60トンくらいでどうかという話をしました。そうなると金額的に9億円くらいになります。不漁になった7年前から、徐々に量と金額を増やしてきた結果だと思います。去年は春秋合わせて19億円でしたが、今年は21億円という数字になりそうです。漁師と加工屋と一緒に頑張った成果が、この21億になったと思っています。あと60トンと言うと4日程度で、まだ漁期はありますが漁期を残して終わる予定です。以上です。

○竹内委員

伊豆漁協南伊豆支所の竹内です。南伊豆の主力のイセエビは水温の低下とともに落ち込んできています。去年の同時期と比べて1.5トンくらい少ないです。キンメの方は少しは釣れましたが、10月は毎日北東の風が20mくらい吹いて、月の半分は出られませんでした。11月も風が悪く、イルカの食害も目立ちました。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。今は三宅島周辺を漁場としていますが、少し反応があったり、量もあつたりしていますが、水温の上がり下がり激しかったり、潮の流れも早かったり、風もないものですから、漁にむらがあり芳しくない状況です。以上です。

○岩瀬委員

伊豆漁協稲取支所の岩瀬です。11月はイセエビをやっていたんですけども、掛かりが酷かったので、私の船でもやっていたんですが、日数を残してやめました。キンメダイは、潮が良くなって、釣り易くなったのもありますが、少し回ってきた気もします。朝の浅いところですけど、少し良くなってきたような気がします。ただ、黒潮が離れたら、今度は返しの潮が早くて、道具を落とせるような状況にない時もあるので、この潮が落ち着くまでは、まだかかるかなという感じがします。ここ1週間くらい、イルカが毎日朝から稲取の人たちがやっ

てる漁場を訪れてます。キンメの道具を落として、上げる前にはもうイルカがいます。漁場に着いたときは、下にいるのか気が付かないんですけど、巻き始めると上がってくるので、多分そこにいたんだろうなあとと思います。仕方がないので、皆イルカに集中攻撃されないように、広く散らばって1隻2隻でやるようにしているんですが、イルカが来るとほとんどキンメの姿が下に見えなくなるのでお手上げ状態です。ここ1週間そのような感じでやっていますけれども、ほとんどキンメが揚がって来ないので、帰ってきてしまっています。以上です。

○和久田委員

浜名漁協の和久田です。シラスは10月くらいまで去年並みからプラスアルファくらいの量でしたが、11月に入って終わってしまったような量でして、週に1、2日出る感じで、なかなか量もまとまりません。シラスについては、今期は終わりかなと思っています。フグのはえ縄はある程度釣れますが、型が小さくて、単価は例年2、3キロの良い物だと7,000~9,000円程度しますが、今年は安いと3,000円とかで、1キロ前後になると1,000円を切って700、800円くらいまで下がります。東北の方で獲れているようで、相場が悪いです。カキは栄養分が良いのか、身入りが良いと聞いています。以上です。

○薩川委員

清水漁協の薩川です。シラスに関しては、7月以降はある程度量がありました。お歳暮の時期もあって値が上がってきて6万円以上していますので、1回の操業で900~1,000万円の水揚げがあります。ただ、出ても週に3回から4回です。水揚げが7億くらいですので、年内7億5000万円くらいまでいけるとよいですが、去年より3億円くらい多いです。7月までは全く獲れていなかったのが、11月までに一気に来ました。数量は多くありませんが、単価でなんとかこなっています。以上です。

○金指委員

内浦漁協の金指です。駿河湾の巻き網は、自分の所は去年より少しは良い状態ですが、他は人員的な側面で網数が少なかったり、運が悪かったりで30~50%減の水揚げと聞いています。漁場に関しては瀬が主ですが、極小サバが多かったですが、少し大きめのサバが獲れるようになった状況です。TACについて、県から操業を避けるように通達が来ているので、考えながらイワシなど他の種類を獲ったり、極小サバは避けるようにしています。戸田の大中型も同じような状況で、今は三陸沖へ行っていますが、昨年より悪いそうです。以上です。

○高田会長

皆様、ありがとうございました。それでは、本日の議事録署名人を和久田委員と石原委員にお願いしまして、議事に入りたいと思います。なお、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、区切りの良いところで10分程度の休憩を取ります。

それでは、諮問事項ア 特定水産資源 さんま、まあじ、まいわし、かたくちいわしに関する令和8管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

事務局の津久井です。諮問事項のア 特定水産資源 さんま、まあじ、まいわし、かたくちいわしの令和8管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について御説明します。着座にて失礼いたします。資料1を御覧ください。まず、資料の構成を御説明します。1～2ページが諮問内容の概要と諮問事項となります。3ページが知事からの諮問文、4ページが県公報告示案、5ページが国からの配分通知、6ページ、7ページが参考資料として当初配分の考え方と漁業法の関係条文抜粋となっております。1ページの1の概要から御説明します。知事管理漁獲可能量の設定について説明いたします。まず、都道府県漁獲可能量の設定について、資料5ページを御覧ください。こちらは令和8管理年度のサンマ、マアジ、マイワシ、カタクチイワシの本県への当初配分通知になります。サンマ、マアジ、マイワシについては、配分を現行水準と定めています。現行水準と定めた根拠については、資料6ページ上段の「一 TAC 管理対象資源」の2にあります、「数量を明示しない配分の対象」に考え方を示してありますので、御確認いただきたいと存じます。カタクチイワシについては、6ページ下段「二 新たに TAC 管理を導入する資源」に考え方を示しております。令和7管理年度から TAC 管理が導入され、令和8管理年度も TAC 管理の3つのステップのうち、第一段階のステップ1の資源となります。ステップ1では、国全体の総量のみが「国全体総量の内数」として示されます。令和8管理年度のカタクチイワシ太平洋系群については、「107,000 トンの内数」となっています。次に1ページへお戻りください。1 概要の知事管理漁獲可能量（案）について説明いたします。ただ今御説明したとおり、サンマ、マアジ、マイワシの3魚種について、国が現行水準と定めたことを受け、知事管理漁獲量を令和7管理年度と同様に表の1～3のとおり現行水準と定めることについて、御承認いただきたいと存じます。また、カタクチイワシについては、表4のとおり「107,000 トンの内数」として定めることについて、御承認いただきたいと存じます。施行の際は、4ページの内容により県公報にて告示

するとともに、県 HP で公表いたします。なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。1 ページ下部の参考の「県資源管理方針の制定」については、これまでに御説明しておりますので説明を省略させていただきます。それでは資料 2 ページの諮問事項を御覧ください。特定水産資源 サンマ、マアジ、マイワシ、カタクチイワシの令和 8 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき諮問いたします。御審議の程、よろしく申し上げます。

○小泉事務局長 ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、特定水産資源に関する令和 8 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、御審議をいただきたいと思えます。

○高田会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思えます。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

私からよろしいでしょうか。現行水準について、分かっていない方もいると思うので、簡単に説明をお願いします。

○津久井主幹 資料 6 ページに沿って説明します。過去 3 カ年の漁獲実績の平均シェア率が全体のうち概ね 80%を構成する漁獲量上位の都道府県が数量明示による配分となります。それ以外も、希望する都道府県も対象となります。次に数量明示しない配分の対象ですが、過去 3 カ年の平均の漁獲実績が 100 トン以上の場合、本県ではマアジ、マイワシですが、シェアによる比例配分で算定された数量を表示します。ただし、10 トン未満の場合は 10 トン未満と表示、10 トン以上 50 トン未満の場合は 50 トン未満、50 トン以上 100 トン未満の場合は 100 トン未満と表示されます。これはあくまで目安数量ですので、この数字を超えたらすぐ漁獲停止となるわけではなく、この数字を超えた場合は注意しましょうというものになります。漁獲実績の平均が 1 トン未満の場合は、目安数量 1 トン未満と表示されます。本県の場合、サンマがこちらに該当いたします。

○高田会長 他に漁業者委員から何かありますか。では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

- 鳥居委員 カタクチイワシが10万7千トンになっていると思いますが、この数字の根拠は何でしょうか。令和7年は9万2千トンだと思いますが、この数字から変わった理由を教えてください。
- 小泉事務局長 国の方で資源評価の数字を毎年計算しており、そこで出てきた数字が昨年より少し多くなったということになります。
- 鳥居委員 カタクチイワシが増えているということですか。
- 小泉事務局長 そうですね。計算上は少し増えているということになります。
- 石原委員 県内ではこの後どう割り振りするのでしょうか。漁協に割り振ったりはせず、県で一括で管理をするのでしょうか。
- 津久井主幹 県一括での管理となります。
- 田口委員 マアジについては、静岡県でも漁獲量が増えていて、水研機構の資源評価を見ると、過去には1985年から1986年に一気に増えています。資源評価では、マアジは東シナ海からの加入によって資源が大きく変動するという知見がありますが、東シナ海のことは分からないことが多いので、これから研究していくという書き方でしたが、もし、今年も再生産がうまくいって、来年どんと資源が増えたときに非常に困るなと思いました。
- 県公報では現行水準と書かれてしまい目安数量が示されないのので、漁業者には内々でも目安数量を伝えた方がよいかと思いました。
- 西原委員 今年の夏までは結構多かったです。九州はここ3年ほど減っていますが、太平洋側は型は小さいですが、量は増えました。あまりに型が小さいので、単価的に非常に安いです。私のところは、逃がして適量だけ持って帰るようにしています。
- 今年は、御前崎の前で大臣許可の船が4日くらい操業して数百トン水揚げしたと思います。半年くらいアジの顔を見ませんでした。毎年1回くらいはやりますが、今年は複数の船で4日にわたって操業しまして、こんなことは今年が初めてでした。
- スルメイカは獲れ過ぎて5トン未満は採捕停止になり、定置にスルメが入ったらどうなるかと聞いたら、別の枠とのことでした。そういうのは勉強しないと分からないです。TACは全体でやるのか、漁業種

別にやるのか、そこら辺が今後の課題になると思います。

クロマグロのように成功すればよいですけど、スルメイカのように1年魚は難しいと思います。マアジの資源は波があって、昔は10年周期と言われて、今年はアジが多い、次はカマスが多いと魚種が移っていきました。大蛇行の間はそういったこともありませんでしたが、大蛇行が収束して漁模様が良いところ、悪いところが出てきて、秋も水温が下がって、少し昔に戻ってきたのかなど。まだ黒潮流路は安定しませんが、良い方向に向かってくれたらと思います。

○津久井主幹 枠の管理につきましては、スルメイカの件もありますので、議題がすべて終わりましたらお話したいと思います。

○高田会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○高田会長 ありがとうございます。それでは、諮問事項ア 特定水産資源に関する令和8管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項イ くろまぐろ小型魚及びくろまぐろ大型魚に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。

○山崎主査 お手元の資料2を御覧下さい。今回は、小型魚、大型魚の知事管理区分の数量を変更する旨の諮問をいたします。内容は留保解放と県内漁業種間の融通となります。

それでは資料に沿って御説明いたします。まず、資料の確認ですが、2ページまでが諮問事項、3ページに参考データとして11月30日時点の速報値の漁獲実績をまとめたもの、4ページに今回の変更内容を表にしたもの、5ページに知事から海区会長に宛ての知事管理漁獲可能量の変更に関する諮問文、内容は諮問事項アからカまで具体的に記載しております。最後の7ページには漁業法の関連条項等を抜粋したものを添付してございます。

それでは1ページ目の「資源管理の経緯」についてですが、こちらについては以前から継続して御説明しておりますので割愛いたしま

す。その下の資源管理にかかる近年の状況を御覧ください。くろまぐるの数量管理については、ゴシック体、下線部分のとおり、オーバーせず、かつ高い消化率で管理期間を終わらせることが翌年の自県枠の確保、これは繰越し処理後の再配分で、後から追加の配分を多く受けるために必要なこととなっております。特に本県のような当初数量が少ない県にとってはとても重要です。これを大前提として、その下のⅡの諮問事項の説明に移ります。今回の諮問は、留保の開放による知事管理漁獲可能量の内訳、区分の数量変更となります。まず、(1)小型魚の変更のうち漁船漁業についてです。小型魚の8月から11月末までの期間別採捕量は暫定値になりますが12.1トン、消化率71%で終了し、現在の残枠は18.2トンとなっております。例年、相場があがる年末年始に水揚げが増加する傾向があるため、海況などの条件を整えば残枠の消化は急に進むと予想されます。

次に定置漁業になりますが、小型魚は4か月ごとの管理期間を設けて小分けの管理をしていますが、定置漁業では8月から11月末までの期間別採捕量は5.8トンで、消化率は74.6%で終了し、現在の残枠は2.5トンとなっております。定置漁業では、年間を通して放流を継続しており、本年度も基本的に放流をする体制で水揚げをしていましたが漁獲枠の消化率が70%を超えたため11月18日付けで操業自粛の要請(助言)の通知を発出しました。今後、ブリなどの主要漁獲物の水揚げが始まると、放流作業が難しくなるため全てを放流し切れないことが想定されます。

それでは、小型魚の変更を表を使って説明いたしますので4ページの表を御覧下さい。表の上半分が小型魚の変更になります。現在、小型魚の留保枠は8.4トンあります。これを1.0トン残し、漁船漁業と定置漁業に3.7トンずつ解放します。この残した1トンについては急激に漁獲が増えた場合に備えて保持しておく予定です。表の中央部に小型魚の留保枠7.4トンの枠があり、そこから矢印が漁船漁業と定置漁業に3.7トンずつ移行しているのがわかるかと思います。条件として管理年度の消化率が80%に達した場合一つになります。定置漁業におきまして、ちょうど昨日、消化率が80%を超えましたので、本日答申が得られれば開放の手続きに入ります。これが諮問アの内容になります。

次に諮問イの内容になりますが、現在、他県ので融通可能な枠があれば譲受できるように要望を出しております。全国の消化率があがっているため余剰枠が出る可能性は低いですが、譲受が成立した場合は、表中に譲受の量を α トンと表記しましたが、これを漁船漁業と定

置漁業に半分ずつ配分します。これが諮問イの内容になります。

次に大型魚です。表の下の部分を御覧ください。まず、漁船漁業等においては、はえ縄漁業で6.06トン、定置漁業においては、3.67トンの漁獲実績となっております。大型魚の今回の諮問内容（ウ）ですが、まず、大型魚の保留枠中央部にある9.6と記載された枠を御覧ください。諮問ウでは県留保9.6トンのうち、予期せぬ漁獲に備えて0.5トンを残し、残りの9.1トンを当初配分と同様の方法で、漁獲実績によって各漁業に配分します。具体的には、はえ縄漁業に4.6トン、引き縄漁業に2.3トン、定置漁業に2.2トンになります。

次に、諮問（エ）については、定置漁業に大型魚の入網があまりなかった場合を想定した処置になります。消化率向上のため定置業界内で合意が得られれば残枠を2分の1ずつはえ縄漁業と引き縄漁業に移転するという内容になります。諮問（オ）の内容は、はえ縄漁業と引き縄釣漁業に残枠を2分の1ずつ受け入れる内容で記載しております。近年では、定置網に大型魚が多く入る傾向があるため枠が余ることがないと予想はしておりますが近年の漁獲傾向は予測できないところがありますので念のための処置になります。

最後に（カ）の説明になります。留保枠の下に点線でβトンという枠を記載しています。これは、小型魚と同様に他県からβトンの融通があった場合の想定です。こちらも県外から融通に関しては期待は持てませんが、譲受が成立した場合は、漁業種類別に過去の実績比率で配分の上、漁船漁業等に配分する数量については、はえ縄漁業と引き縄釣漁業に2分の1ずつ配分することとしたいと思います。以上が諮問内容の説明になります。

なお、今回の諮問事項については、漁業法第16条第5項に記載の軽微な変更となりますので、農林水産大臣の承認は不要となり、本案が問題ない旨の答申が得られれば、小型魚の定置漁業、大型魚の留保解放については速やかに公表手続をして各漁業に配分する予定です。

それでは、2ページにお戻りいただき、1番下の2諮問事項、を御覧ください。小型魚と大型魚の数量変更について、漁業法第16条第5項に基づき知事管理漁獲可能量を変更したいので、同条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき諮問いたします。それでは、御審議のほどよろしく申し上げます。

○小泉事務局長 ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、くろまぐろ小型魚及びくろまぐろ大型魚に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、御審議をいただきたいと思っております。

- 高田会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。
- 西原委員 静岡県は他県よりうまく融通し合ってきた県ですから、今年もそういう形でやって行ければと思います。定置は、去年は大型魚が入り、なかなか融通ができなかったんですが、こういう融通をやっているのは静岡県くらいなものですから、これを継続して、お互い協力してやっていきたいと思います。
- 高田会長 定置をみていると、今年の2月は200キロくらいの大型魚をかなりの量を逃がしています。枠が増えれば楽になりますが、ブリが入ると逃がしきれず、ブリも含めてすべて逃がさないといけなくなり、中々厳しい状況です。
- 他に漁業者委員から何かありますか。では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。
- 田口委員 2ページの（ア）に「漁船漁業および定置漁業における管理年度の消化率が80%を超えた場合」という部分について、2つが同時に80%を超えないと配分しないと読んでしまいました。どちらかが80%を超えたら配分すると、今の説明を聞いて分かりました。
- これから定置の大型魚が心配ですね。
- 高田会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。
- 高田会長 ありがとうございます。それでは、諮問事項イ くろまぐろ小型魚及びくろまぐろ大型魚に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、原案のとおり了承します。
- 続きまして、指示事項ア 榛南・戸田・東伊豆地区広域型増殖場、西伊豆町における魚類採捕の禁止について、イ 沼津地区幼稚仔保育場における水産動植物の採捕の禁止について、一括して事務局から説明

をお願いします。

○津久井主幹

資料3と4の指示事項は、マダイ稚魚放流事業の実効を確保するための、魚類または水産動植物の採捕の禁止に係る指示でございますので、一括して御説明をいたします。

まず、資料3を御覧ください。榛南地区広域型増殖場・戸田地区広域型増殖場・東伊豆地区広域型増殖場・西伊豆町における魚類採捕の禁止について説明します。

①榛南地区広域型増殖場についてです。静岡県では、平成9年度沿岸漁場整備開発事業により、牧之原市の旧相良町萩間川沖合水深10～20mの海域にマダイ稚魚の培養等を目的として、自然石を投入して広域型増殖場を整備いたしました。この地区では、この増殖場を活用し、マダイ稚魚を放流し保護培養しております。天然海域に放流したマダイの稚魚が沖合に出るまでの間は放流の効果を高めるため、稚魚の保護を必要としますので、その実効を確保するために委員会指示により、平成9年以降、魚類の採捕について禁止の措置をしております。増殖場にはマダイ稚魚が高密度に生息していることから、実効的な保護培養を期すため、マダイだけではなく魚類全体の採捕を禁止してきたところです。

榛南地区と同様に、②から④の戸田地区及び東伊豆地区の広域型増殖場並びに西伊豆町田子地区及び安良里地区においても、マダイ稚魚の培養事業を行っております。

現行の指示の有効期間は、令和6年1月1日から令和7年12月31日までとなっています。禁止区域については、6ページ以降を御覧ください。榛南地区の増殖場は、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域になります。7ページを御覧ください。戸田地区広域型増殖場における禁止の区域は図中、イ、ロ、ハ、ニで囲まれた区域です。次に、8ページを御覧ください。東伊豆地区広域型増殖場における禁止の区域は図中の基点第1号、イ、ロ、基点第2号及び海岸線で囲まれた区域です。次に、9ページを御覧ください。西伊豆町田子地区における禁止区域は図中の基点第1号、イ、ロ、基点第5号及び海岸線で囲まれた区域です。10ページを御覧ください。西伊豆町安良里地区における禁止区域は図中の基点第6号、ハ、ニ、ホ、基点第7号及び海岸線で囲まれた区域です。11ページ以降にそれぞれの地区から提出された保護継続の要望書を添付しております。

3ページにお戻りください。指示の案を記載してございます。変更部分は、下線が引かれている告示番号と告示日、指示の有効期間のみ

で、内容は現行指示と同じです。指示の有効期間は、4 ページの下段、令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 2 年間とします。資料 3 の説明は以上で終了します。

次に、資料 4 を御覧ください。沼津地区幼稚仔保育場における水産動植物の採捕の禁止について説明します。この指示も資料 3 と同様にマダイ稚魚放流事業の実効を確保するための指示ですが、資料 3 は魚類採捕の禁止、こちらは水産動植物の採捕の禁止ということで、別々の指示としております。

この沼津地区幼稚仔保育場は、昭和 55 年度の沿岸漁場整備開発事業として、県が内浦湾の久料沖に主にマダイを対象としてブロック等を設置して造成したものです。保育場の管理は、沼津市、内浦漁協、静浦漁協、沼津我入道漁協の 4 者で構成される沼津地区幼稚仔保育場管理運営委員会が行っています。放流したマダイの稚魚が成長して沖合に出るまでの期間は保護措置が必要となり、放流事業の実効を期するため、昭和 56 年以降水産動植物の採捕に関して禁止措置が継続されています。また、この育成場はマダイ稚魚の保護培養だけでなく、藻場の造成も目的としていることから、魚類だけではなく水産動植物全体の採捕の禁止という内容になっています。

5 ページを御覧ください。禁止区域は A 区域と B 区域に分かれています。A 区域は幼稚仔保育場として造成された区域です。そのため、A 区域ではマダイを放流し、そこで保育を図ることを目的として周年禁止としています。B 区域では、放流直後は小さいマダイが陸岸へ集まってくる習性があることを考慮して、6 月 1 日から 12 月 31 日までの間禁止するというので、これまで指示を継続しております。

2 ページを御覧ください。指示の案を記載してございます。内容は、現行の指示から変更ありません。変更箇所は、下線の引かれている告示番号、告示日と指示の有効期間となります。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしく願いいたします。

○小泉事務局長 ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、ア 榛南・戸田・東伊豆地区広域型増殖場、西伊豆町における魚類採捕の禁止について、イ 沼津地区幼稚仔保育場における水産動植物の採捕の禁止について、御審議をいただきたいと思っております。

○高田会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思っております。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いしま

会議の内容ですが、9月25日に開催いたしました本委員会において、皆様に御協議いただきました令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項の提案、令和7年度の要望活動の結果の報告です。

令和7年度の要望活動の結果につきましては、3～4ページに整理表を添付しておりますが、前回海区で概ね御説明しておりますので、省略させていただきます。

令和8年度の要望事項について、各都道府県からの説明の後、質疑が行われました。6ページ目から会議資料2となっており、各海区から提出された要望事項を要望項目別に掲載しております。

要望項目の内訳は、Ⅰ海区漁業調整委員会制度について2題、Ⅱの沿岸漁業の秩序維持については要望なし、以下、目次のとおりⅢ太平洋クロマグロの資源管理について6題、Ⅳ沿岸資源の適正な利用について13題、Ⅴ漁業法改正後の制度運用について2題、Ⅵ外国漁船問題等について3題、最後にⅦ海洋性レジャーとの調整等について6題の合計32題となりました。

これら32題は、審議の結果全て東日本ブロックからの要望事項として採択されました。静岡海区からの要望項目もこの中に含まれており、新規1件、継続7件の計8件について、高田会長から御説明いただきました。

また、その他の議事でブロック会議議題として、静岡海区から海洋異変と漁業権漁場について意見照会をしましたが、会議時間が超過していた関係で、残念ながら会場から意見を聞くことができませんでした。

今後の予定ですが、来年5月開催予定の全漁調連総会決議に向けて、全漁調連事務局で各ブロックの要望事項をとりまとめ、正副会長会議、事務局幹事会、理事会等を経て要望書案が作成されることとなります。以上でございます。

○高田会長

会議に出て、他県が言っていることは静岡とほとんど同じような感じでした。まずは、TACに関する事で、イカの話はこの会議では出ませんでした。マグロの枠の話は、簡単に言えば、皆増枠を望んでいるということです。それから、放流に対して難しい状況である意見が多くありました。

自分も海に出ていてと思いますが、海洋性レジャーとの調整については一番難しい問題です。遊漁船はほとんどが漁協の組合員、準組合員のため話ができますが、プレジャーボートは水産庁や国の方で早く適正に管理しないと、5年先、10年先には漁船が減る中で、漁業者が良

い漁場から追い出され、さらに漁業が厳しくなると思います。自分は広調委でもそのような話をしていますが、マグロ以外のどんな漁業でも同じだと思います。マグロでも、立派な装備を揃えた30トンくらいの大型クルーザーで来ているのを見ると、そのように思います。また港口では、2馬力のボートがダイビングのポイントの上で釣りをしたりと色々な問題が出てきています。国だけでなく、県の方でもうまく話し合える体制を作っていって欲しいと思います。

○金指委員

マサバ太平洋系群に関する新たな資源管理について、神奈川県からの要望を見ますと、非常に数字的に詳しく、TACの根拠がおかしいのではないかと書いてあります。これに対して、水産庁や行政の方々は現時点でどのような対応をとっているのか教えて欲しいです。また神奈川県は非常に詳しく調べて要望を出していますが、是非このような意見が上に上がればよいと思いますし、現場の漁師の意見も聞いた上で通るとよいなと思います。

○高田会長

この方は神奈川海区の会長で、元研究者だと思います。サバだけでなく、キンメダイなどの資源評価やTACの研究を行っている人です。要望書の文章も全部も作っています。全国の海区もそうですが、自分はサバの会議も、キンメの会議も出てましたが、この方は、国の資源評価をしている人に対して意見を言っていました。水産庁の人も出ている会議です。科学的根拠の有無について意見を述べています。それが、良い悪いはともかくとして、神奈川が関わる魚種については、全て同じように対応していると思います。それは、自分が会議に出て感じました。

何の魚種でもステークホルダー会合があるので、漁業者はそういうところに出て、浜の状況や意見を積極的に言うべきだと思います。マグロの会議は自分も始めから出ましたが皆生活がかかっているから必死です。現場の意見は非常に重要ですので、会議に出て、伝えた方がよいと思います。

県もキンメダイやサバの会議には誰かしら出ていると思います。また、静岡も調査船で調査を行っていると思いますが、漁船が減って、沖の状況が分からなくなっているの、調査船による現場の調査は今後も重要になってくると思います。サバ船は1隻、2隻になって漁場を調査できないと思います。

○西原委員

会長が言ったように漁業者の人口は減っています。特にここ数年は

シラスの不漁をきっかけに辞める人が増えています。シラスは水揚げの根幹でしたが、不漁で船が減ってきています。漁業と遊漁船の兼業は若い人で増えていますが、組合への貢献度で言うと専業の漁業者と比べるとプラスにはなりません。漁業人口としてはある程度の確保ができる形となります。

ミニボートやプレジャーボートは、地元の水上バイクやボート関係者と定期的に会合をもって、保安庁、市、漁業者などと協力して、大会を開催するならこの場所でとか、ここは危険ですなど、情報を与えるようにしています。ここ数年は地元の人たちを教育して、外から入ってきた人にも伝えてもらえるようにしており、問題にはなっていません。

それでも、レーダーにも映らないカヤックなどには非常に困っています。保安庁に聞くと、港の利用を断ることは法的にできないそうですが、御前崎港は港湾区域で危険だとか、港の出入り口の航行は危険だと教えないといけないと思います。先日もシラスの網を曳いている所に船が入ってきて、網が破損して大変な騒ぎになりました。インターネットなどを使って、こういった漁業をやっていますとか、情報の周知する必要もあると思います。

○安間委員

全国海区とは直接関係ありませんが、色々と話が出ていますので、ついでにお願いをしたいと思います。当組合は15年ぶりに港祭りを開催して大盛況でした。後継者育成のため、昨年青壮年部を作りまして、今回も青壮年部を中心にやってもらいましたが、様々な折に、漁業権を持ったまま使っていない人がいると言われます。当然、組合が間に入ってやりますが、うまくいかない面もありまして、強制とは言えませんが、海区委員会で協議していただいて、使っていない操業権を若い人に渡せるように、指導、指示のようなものを出していただけるとありがたいと思います。

○薩川委員

それは県知事の許可漁業ですよね。共同漁業権内の漁業であれば、組合から県へ申請して変更できますので。

○安間委員

本来は組合の中でやるべきなのでしょうけど、なかなか強制はできないので、海区委員会で、それなりの指示の文書などを出してもらえるとやりやすいということです。

○高田会長

組合でできること、できないことはあると思いますが、こちらは共

同漁業権の話ですが、組合指導として、年をとってやれなくなった人は悪いけど、という話は漁協からします。若い人でやりたい人が出てこれば、今やっている人から話をしてもらおうとかするしかないと思います。ただ、遠州漁協は共同漁業権ではないですもんね。

○田口委員 共同漁業権の話であれば、適切かつ有効に使われていなければ指導できますよね。

○安間委員 許可で枠が決まっています、それ以上は枠を増やせないものですから、許可を使っていない人には、若い人に譲ってもらいたいという話です。要は、県も海区の承認があれば、やりやすいという話です。

○田口委員 2-14の神奈川県の実情についてですが、増枠分に関して、「TACの設定方法の抜本的な見直しを考慮した上で、大臣許可漁業と知事管理漁業へのTACの配分方法についても、抜本的な見直しを行う必要がある。すなわち、負担の公平性も観点から、沿岸漁業者への配分を増大することによって、これまでのアンバランスを是正していくべきである」とあります。全くその通りでして、静岡県でも使えたらいいと思います。この言葉が世間に通じていないと感じており、読み上げさせていただきました。

また、他県の話で言えば、2-9ページの宮城県の定置網の水揚げ状況ですが、全業種の合計漁獲量やクロマグロの漁獲量、クロマグロの推定放流量、全魚種の漁獲量に対するクロマグロの放流量割合4.1%とか、こういう数字を出すことは大事だなと思っております。例えば先ほど言ったように、自分たちが定置に入った分を放流していたら、他の魚も一緒に逃しているというのでも伝わると思っています、静岡県でも放流量の数字を把握しているので、このような時に書いていただいて、他県と一緒にこんなに逃しているということを、水産庁の方に感じていただきたいなと思っています。ぜひ、この2-9の宮城県の方は、静岡県でも今後考慮していただければと思っています。

○高田会長 定置協会の日報で数字は分かると思います。

○小泉事務局長 実際、水産庁へ報告はしております。

○薩川委員 定置では大体何尾くらい逃がしたか分かりますが、巻き網とかは混じったら巻けないというのもあるので数量が分からないと思います。

サバを獲りたくても、マグロを獲るわけにいかないということになりますから、まき網とかは厳しいと思います。

もう1つ根本的なことを言うと、魚というのは餌の連鎖です。大元のシラスという餌の物が変われば、自然に上の魚も変わってきます。今マグロがこんなに増えているのは、マイワシが増えて、大きい餌が多いので、おのずと大きい個体のものが増えて、小さな個体のサバなどが減っているわけです。TACで縛っているんで、増えてきたときは一気に増えますので、TACの増枠が追いつきません。今はクロマグロが増えすぎてしまって、色んな物が食べられてしまっているのが現状です。

○高田会長 他に意見がなければ、このことについて以上とします。予定していた議題は以上となりますが、事務局からスルメイカのTACについて、状況説明があるとのことですのでお願いします。

○鈴木主任 スルメイカのTACについては、報道で御承知の方も多いかと思いますが、大臣届出漁業の小型するめいか釣り漁業は、漁獲枠の超過により、10月31日をもって採捕停止となっている状況です。大臣管理、つまり国管理の区分、また都道府県の管理区分など、分かりづらい部分がございますので、本日は少しお時間を頂きまして、スルメイカの現状の整理、御報告をいたします。

資料は、右上に資料6と書かれた表裏1枚になります。まず、資料6と書かれた面を御覧下さい。これは、10月31日に発出された小型するめいか釣り漁業の採捕停止命令に係る水産庁から都道府県への通知文です。こちらの通知文は、同日10月31日に県内の漁協へもお送りしております。まず、現在採捕停止になっているのは通知文の標題にもある小型するめいか釣り漁業です。これは5トン以上30トン未満でスルメイカを釣る漁業であり、農林水産大臣への届出漁業です。なお、県内の令和7年の届出数は162隻で、実際に水揚げ実績があった船は6隻で、10月末時点の水揚げ量は7トンでした。5トン未満の船や定置網の水揚げ量は、知事管理区分であり、今回の採捕停止命令の対象外です。

裏面を御覧ください。採捕枠と漁獲実績について御説明します。こちらは、令和7管理年度のTAC配分の説明会で水産庁が使用した資料に、事務局の方でTACの増枠後の数量や直近までの漁獲量実績を追記したものです。追記した部分は斜体としております。

まず、国全体のTAC枠は、一番上の四角囲みは全体枠で、2回の水

産政策審議会を経て、1.92千トンから2.76千トンへ増枠されております。その右、枠外に括弧書きで11月13日時点の漁獲量を記載しております。その下の四角囲みは大臣管理区分です。採捕停止となった小型するめいか釣り漁業はここに含まれます。小型するめいか釣り漁業以外にも、沖合底曳びき、大中型まき網、大臣許可イカ釣りがあります。

小型するめいか釣り漁業については、当初の配分が2,800トン、増枠後が5,757トンです。一方で少し前の報道でもありましたが、7,796トンと大幅に超過しており、増枠しても採捕停止命令は解除されておられません。

その下は、知事管理区分です。5トン未満の小型船や定置網などが含まれます。また、数量明示と現行水準の県がありますが、漁獲量の多い北海道、富山県以外は、現行水準となっております。静岡県も含めた現行水準県の目安数量の合計を枠内の下に記載しておりますが、当初2,200トンが、増枠後は2,517トンとなっております。枠右側の括弧書きは現時点の漁獲実績ですが、現行水準県の合計としては、3,694トンと目安数量を超過しております。このうち、静岡県の数量は、一番下に記載しておりますが、目安数量100トン未満に対して、72トンとなっております。現時点では、目安数量を下回っております。

現行水準の県には、目安数量を上回っている県も出てきていますが、現時点では、水産庁から現行水準の県に対して採捕停止といった話は出ておりません。今後、国全体の枠の消化が進んだ場合、どうなるかは分からない部分も多々ありますが、現状、県で把握している状況については以上になります。

○小泉事務局長 ただいま事務局から説明ありましたけれども、このスルメイカのTACの問題につきましてのご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

○西原委員 余談ですが、なぜ今まで駄目だったスルメイカが急に増えたのでしょうか。黒潮の蛇行がなくなったからと考えて良いのでしょうか。前々から漁師の中では、東シナ海の水温が高く、卵が死んでいたからという説もあるようですが。

○高田会長 今年は4月以降、小さいスルメが多く、定置にも入っていました。春先の小さいイカは伊豆諸島で育つイカなので、よい条件で卵が生まれて、それが育って、黒潮の流れに乗って沿岸を北上したと思います。

黒潮の続流は銚子から東へ向かいます。本来なら伊豆諸島の冬の平サバが降りてくるところです。黒潮が沖に離れたおかげでイカが北上して、豊漁になったのではないのでしょうか。サバに関しては獲りすぎもあると思いますが、水温の影響もあってあまり良い話は出てきません。銚子沖でも獲れていないと思います。この時期になれば、普通は銚子と波崎で合わせて1日1万トンくらい揚がる日がありますが、そんな漁はありません。ただ、北の方の漁師に言わせると、ロシアのトロール船がEEZ内で獲っていると聞くので、いないわけではないと思います。

岩手、青森、北海道の中型船はイカを追いかけて移動しますが、例えばイカ漁をやっているで灯りをつけるとそこへマグロがやってきて、イカも獲れない、マグロも獲れないという話もあります。そういった人の出る会議に行くと生活がかかっているんで、すごい議論になります。色んな面で状況が落ち着かないと議論も厳しいと思います。

○金指委員

せっかく技術が伴ってきた若手がこういった規制で漁師を諦めたり、組織が廃業してやれなくなると元に戻れないです。規制の中だと頑張っても操業することもなくなり、成長の機会も失われるジレンマみたいなものがあります。

○吉野局長

今までは漁獲実績よりも漁獲枠が多かった魚種がほとんどです。それが、クロマグロ以外で問題が浮き彫りになったのが、今回のスルメイカだと思います。ただ、静岡はもともと多くは獲っていない中で、今回も獲っているのは北海道、岩手、青森の人たちで、その影響が静岡にも及んだということです。今後、漁獲枠を海域別に分けることの是非についての議論はありますが、伊豆の方をはじめ、それぞれ思いがあるということは理解しています。

○高田会長

他にございますでしょうか。

特に無いようですので、このことについては以上といたします。最後に事務局から、次回開催についてお願いします。

○鈴木主任

次回開催について御報告させていただきます。次回は1月28日(水)、今回と同じくこちらの会議室での開催を予定しております。議題としましては、アオリイカしば漬け網漁業の許可について等を予定しております。

○高田会長 次回海区については、1月28日(水)ということですので、よろしくお願ひします。


以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。

○小泉事務局長 高田会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。以上で、第23期5回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。


(終了時間 16:10)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

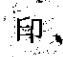
令和7年12月5日

議長
高田 亮朗 

議事録署名人

和久田 米喜 

議事録署名人

石川 裕子 



Q1/0
K1/0

